



# 破風山マスター（案内人） 養成講座を開講します！

秩父盆地を一望できる破風山は、関東一円から登山者が訪れる人気の山です。

登山者が安全に楽しい登山ができるよう、案内や情報提供ができる「破風山マスター」養成講座を、昨年に引き続き開講します。

座学と実践登山5回を行い、すべての講座を修了した方に、皆野町観光協会より「破風山Jrマスター証」を差し上げます。昨年は11人の方が修了されました。

## 【座学】

日時 3月24日(火) 午後7時～  
場所 皆野駅前バス発着所2階  
(まちかど観光情報館)  
内容 趣旨説明、注意事項など  
定員 15人

## 【実践登山】

期日 3月29日(日)、4月19日(日)、5月10日(日)、10月18日(日)、11月15日(日)  
参加費 500円(保険料各回100円を初回に集金)、実費(バス代など)  
主催 皆野町・皆野町観光協会  
申込み 3月16日(月)までに産業観光課商工観光担当へ  
☎62-1462

## 年金受給者死亡のときは届け出を

年金受給者が死亡したときは、戸籍の届け出とは別に14日以内に年金受給権者死亡届を提出しなければなりません。

年金は亡くなった月の分まで受けることができます。そのため、まだ受け取っていない年金（未支給年金）があるときは、遺族の方が受け取ることができます。

未支給年金を受けられる方は、亡くなった方と生計を同じくしていた遺族の方で、配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹の外、3親等内（甥・姪・おじ・おば・子の配偶者など）の方です。

また、配偶者・子・父母・孫・祖父母の方については、遺族給付を請求できる場合もあります。

年金受給権者死亡届の提出が遅れると年金の払い過ぎにより、返納金が発生する場合がありますので注意してください。

問合せ 町民生活課保険年金担当 ☎62-1232  
秩父年金事務所 ☎27-6560

## 彩の国口座振替共同キャンペーンを 実施します

県内に主要拠点を持つ金融機関と連携して、市町村税および県税の口座振替を推進する「彩の国口座振替共同キャンペーン」を実施します。

県内初の取り組みとして、金融機関、県内全市町村、県が一体となって実施します。

新規申し込みの方には、参加金融機関による抽選プレゼントもあります。

詳しくは町ホームページをご覧ください。

### 参加機関

埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫、青木信用金庫、川口信用金庫、飯能信用金庫、JAバンク埼玉、県内の全市町村、埼玉県

### 実施期間

3月31日(火)まで

### 対象税目

市町村民税・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、その他の市町村税など

問合せ 税務課収納担当 ☎62-1461